あなたの周りの環境対策に取り組みましょう

6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」です！

不法投棄および廃棄物の焼却は法律違反です！ 不法投棄を予防しよう！

不法投棄や不法焼却は法律違反です。懲役または罰金刑となる可能性があります。
そのような行為は絶対にやめましょう。

自分の土地（財産）を守るのは、“所有者自身”です。

❶ こまめに草を刈るなど、常に土地の見通しがきく、きれいな状態にしましょう。
❷ 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作りましょう。
❸ 定期的に見回りするなど、常に状況を把握しましょう。

西原町では、町内全域のパトロールや不法投棄監視カメラの設置などを実施し、ごみの不法投棄や廃棄物の野外焼却（家庭での焼却を含む）などの防止に努めています。

環境整備することは、ハブ対策につながります！

沖縄県内では年間60件前後のハブ咬傷被害が発生しており、住宅敷地内でのハブの目撃情報も寄せられています。ハブ被害を防ぐ身近な方法として、**敷地内の草刈りや餌となるネズミの寄り付かない環境づくりなど**ハブが生息・侵入しにくい環境整備を行い、被害を未然に防ぎましょう。

【お問い合わせ】生活環境安全課　環境保全係　☎098-945-5018

愛の贈りもの

あたたかいお心遣いに、深く感謝申し上げます。

ふるさとづくり寄付金へ

寄付者
(有)秀開發工業
(仲間美智秀代表取締役)
寄付額　50万円
使い道
平和・教育・文化・スポーツ振興の充実に関する事業

寄付者
西原町建設協力会
(仲間朝信会長)
寄付額　20万円
使い道
平和・教育・文化・スポーツ振興の充実に関する事業

就活のための講座を開催！ 受講料無料

【対象】西原町民　【場所】西原町役場内　会議室

◆スキルアップ講座《14:00～15:30》　※事前申込みが必要です

6月25日（金）	しなやかなこころの為のヒント 健やかで柔軟なこころのヒントをお伝えします。	定員10名
7月21日（水）	中高年のためのパソコン入門講座 パソコンの使い方を1から優しく教えていきます。	定員4名

◆就職セミナー《14:00～16:00》　※事前申込みが必要です

6月7日（月） 7月7日（水）	就職セミナー	＋	個別相談
	・就職活動の基礎、応募書類の書き方、面接対策までしっかりサポート! ・個別相談を踏まえ、あなたに合った就職活動を就職決定までサポートします。		

※ハローワーク失業認定申告書の求職活動実績の対象になります。
※スキルアップ講座は都合により変更となる可能性があります。申込みの際にご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、セミナーなどが中止になる場合がありますので町HPなどでご確認ください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスク着用の上、参加お願いします。

【申込み先・お問い合わせ】西原町雇用サポートセンター（産業観光課内）☎098-945-4540

ダ｜イ｜ハ｜ツ｜車｜展｜示｜会
6/19(土)・6/20(日)

夏のダイハツ展示会に遊びに来てね！

西原自動車販売は
頭金は0円～OK!
お支払い回数は
分割120回までOK!
ボーナス払いナシもOK!

タントカスタムX
月々16,700円～OK!

サポカー補助金
7万円対象車
※65歳以上の方

ウェイク
Gターボレジャーエディション SA3
月々17,300円～OK!
※表示価格は税込です。※写真はイメージです。
実際の車とグレードの違う場合がございます。

車検付きメンテパック
（軽自動車）2年分
53,000円（税込）
＊自賠責保険料・重量税・印紙代別
＊追加整備費用は含まれません

サンエー西原シティむかい
西原自動車販売株式会社
西原町小那覇269番地
☎098-945-4737
新車販売・車検
一般整備・鈑金

おしらせで～びる

西原町役場 ☎945-5011

問…お問い合わせ　申…お申し込み先

事業所・企業及び個人事業主のみなさまへ

令和3年経済センサス 活動調査の調査票は届いていますか？

令和３年経済センサス-活動調査は、６月１日に調査の期日を迎えました。インターネット回答期限は6月8日までとなっております。また、紙の調査票につきましても、調査員より回答及び提出をお願いしているところです。

調査の結果は、中小企業への補助金の制度設計など、行政政策のために活用されます。税金などの資料には一切使われません。調査の趣旨と必要性をご理解の上、ご協力よろしくお願いいたします。

調査の内容についてのお問い合わせ

令和３年経済センサス-活動調査
コールセンター(受付時間　午前９：００～午後８：００)
〇調査全般・調査票の記入方法等…0120-430-103(通話料無料)
〇インターネット回答について…0120-619-730(通話料無料)

問 企画財政課　統計係　☎(945)4533

令和2年度下半期西原町財政事情書の公表について

令和3年3月31日現在の西原町の予算執行状況、保有財産、町債償還状況等を町ＨＰにて公表していますのでご覧ください。
ＨＰトップ→財政→財政事情書→令和2年度

問 企画財政課　財政係　☎(945)4533

農業者年金について

国民年金の第1号被保険者で60歳未満、年間60日以上農業に従事している方は、だれでも加入できます。詳細は農業者年金基金のホームページをご覧ください。

問 農業委員会 ☎(945)5281
JAおきなわ西原支店 ☎(945)5225

令和３年８月開講障がい者職業訓練生募集

沖縄県では、障がいがある方の働きたいを支援するため、委託訓練を行なっています。

８月開講の職業訓練を受講されたい方がおりましたら、浦添職業能力開発校へお問い合わせください。

【８月開講】
コース名：介護職員初任者研修科（定員）12 名
訓練場所：南風原町字本部158 南風原町商工会2 階
委 託 先：沖縄県精神保健福祉会連合会
【訓練期間】令和3年8月２日（月）～10月29日（金）〈3 ヶ月〉
【募集期間】令和3年6月１日（火）～６月25日（金）
【そ の 他】受講料無料（保険料・テキスト代等は自己負担）
【申し込み】住所地のハローワーク

問 浦添職業能力開発校　☎(879)2560

あなたの使用している土地は「農地」ではありませんか？

農業委員会では、農地の適正な利用を図るため農地パトロールを行っています。
あなたが貸している又は使用している土地は下記のケースに該当しませんか。該当する場合は、早急に下記までご相談ください。

1.「農業振興地域」の「農用地区域」である。
「農用地区域」の場合、登記簿地目にかかわらず原則として転用することはできません。
（地目が「宅地」や「雑種地」であっても、農業上の利用以外認められません）

2. 1以外で、登記簿地目が「畑」である。
地目が「畑」である場合は、農地法に基づく許可等を受けなければいけません。
許可をとらずに転用した場合、農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります（原状回復命令や、懲役・罰金が科される等）。

土地を貸したり、借りたりする場合は、必ず下記の確認をするようにしてください。
①現況が「畑」として容易に利用できる状況ではないか（農業委員会で相談できます）
②「農用地区域」でないか（産業観光課で確認できます）
③登記簿地目が「畑」でないか（法務局で土地の登記簿謄本を取得すれば確認できます）

【お問い合わせ】西原町農業委員会　☎098-945-5281

株式会社 ふちかみ 沖縄支店
〒901-0502 沖縄県八重瀬町字大頃1302番地
TEL (098) 998－9950
FAX (098) 998－9988

シニアセミナー受講者募集！
7月19日（月）沖縄市開催/受講料：無料
対象者：西原町内在住の60歳以上の方
詳しくは シルバー人材センターへ
高齢者活躍人材確保育成事業
（公社）沖縄県シルバー人材センター連合
浦添市伊祖1-33-1 (098)871-0330